

カルロス・ゴーン事件

2018.11.21

古山英二

Whoever loves money never has enough; whoever loves wealth is never satisfied with their income. (金銭を好む者は金銭をもって満足しない。富を好む者は富を得て満足しない。) Ecclesiastes 5:10 (伝道の書 5章 10節)

1. 2018年11月20日、朝刊各紙は「ゴーン日産会長逮捕」という大見出しで、仏ルノー会長兼CEO、ルノー・日産・三菱自動車企業アライアンス会長兼CEO、日産自動車会長という3社の世界的企業及び企業連合のトップの任にあるカルロス・ゴーン (Carlos Ghosn) 氏が、東京地検特捜部に逮捕されたことを報じた。「逮捕」とは、刑事手続き上の行為で、日本の場合、捜査官のいる場所へ容疑者を引致することを意味する。

2. 地検特捜部の「逮捕」は、殺人事件犯人を警察が現行犯逮捕する場合とは異なる。地検特捜部の「逮捕」を正しく理解するためには、「特捜部」の生い立ちを知る必要がある。地検特捜部は現在、検察庁の一部門として、東京、名古屋、大阪の地方検察庁に設置されている。特捜部は、1947年(昭和22年)隠匿蔵物資事件を契機に、東京地検に「隠匿退蔵物資事件捜査部」、通称「隠匿蔵事件捜査部」が発足したことに遡る。隠匿蔵事件とは、旧日本軍部が戦時中民間から接収したダイヤモンド等の貴金属類に関し、GHQ占領前に処分通達を出し、大半が行方知れずとなった事件を言う。この事件を調査するため衆議院に「不当財産取引調査特別委員会」が設置され、日本国憲法に規定されている国政調査権を活用し、政界・財界の大物を次々と喚問・捜査する機関として発足したのが地検特捜部の前身、「隠匿退蔵物資事件捜査部」であった。1948年(昭和23年)3月10日から1948年(昭和23年)10月15日まで、僅か7ヶ月しか続かなかった芦田内閣の早期瓦解を招いた原因の一つが、「隠匿退蔵物資事件調査」にあったとされている。こうした歴史的背景を持つ特捜部には、独自の判断で被疑者を逮捕・拘束する権限が与えられている。

3. ゴーン氏は特捜部に逮捕された。逮捕には三種類ある：現行犯逮捕、裁判官に逮捕状を請求して行う通常逮捕、及び検察官、検察事務官、司法警察職員等が権限に基づき、独自判断で行う緊急逮捕である。今回のゴーン氏の逮捕は緊急逮捕に該当する。

4. ゴーン氏が東京地検特捜部に逮捕されたのは、金融商品取引法違反の容疑による。金融商品取引法は、9章226条及び100件近い附則から成る膨大な法律で、源流は、昭和23(1948)年法律第25号金融商品取引法に遡り、直近の平成29(2017)年の改正まで、度重なる改正を経てきた極めて複雑な経済法である。この法律は、有価証券の発行及び金融商品等の取引等における公正性を保証し、有価証券の円滑な流通、資本市場機能が十分に発揮され、金融商品等の公正な価格が形成され、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保

護に資することを目的としている。証券投資の利用者保護ルールと利用者利便向上への配慮が徹底され、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を目指し、平成 18 (2006) 年 6 月 7 日、第 164 回国会において、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号) 及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第 66 号) が可決・成立し、平成 18 (2006) 年 6 月 14 日に公布されることになったのが、今日の「金融商品取引法」であり、平成 19 (2007) 年以前には証券取引法と呼称されていた。(平成一八年六月一四日法律第六六号) 同法に違反した場合の罰則を、第 8 章は「十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定している。

5. ゴーン氏が金融商品取引法に違反したとされる根拠は、次の通りである。

5-1: 金融商品取引法は、上場企業に対し、事業年度ごとの経理状況及び、事業の重要事項を記した有価証券報告書の提出を義務づけている。報告書の内容にうその記載があった場合は、個人に対しては 10 年以下の懲役もしくは 1 千万円以下の罰金、法人に対しては 7 億円以下の罰金刑が科せられる。また、「改正企業内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、2010 年 3 月期決算から、役員報酬の総額や報酬などを種類別 (基本報酬と賞与、退職慰労金、自社株を購入できる権利のストックオプションなどの区分) に、有価証券報告書に記載することが義務付けられた。そうした記載額の中には、SAR=Stock Appreciation Right (株価上昇分に比例して支払われる報酬) も含まれる。しかし、ゴーン氏に支払われる SAR は、2010~2018 年に関し 0 と記載されていたにも関わらず、実際には約 40 億円の SAR が支払われていたとされる。この事実は、新聞報道によると、2011~2015 年のゴーン氏が実際に受け取った報酬は、SAR を含めて 99 億 9800 万円≒100 億円であったにも関わらず、有価証券報告書には 49 億 8700 万円≒50 億円と記載されていたことにより、明らかにされた。SAR の支払い報酬額を、有価証券報告書に明記すべきであるという日産側の主張に対し、ゴーン会長と Gregory Kelly 代表取締役は、「その必要なし」として、記載させなかったという。この事実をもって、ゴーン氏は有価証券報告書への虚偽記載を指示したとする嫌疑をかけられ、特捜部に身柄を拘束され、捜査を受けることになった。

5-2: 日産が、技術的に将来有望と思われるベンチャー企業を買収するために海外に設立した投資会社を通じて、ゴーン氏はパリ、リオデジャネイロ、アムステルダム、バイルートの各都市に、個人用のマンション・住宅等を購入し、会社の公的投資資金を私的目的のために流用した。以上 2 件の容疑の立件が進められている。検察当局が立件を固め次第、特捜部を原告、ゴーン氏を被告とする裁判が開かれるであろう。

6. 経済犯罪は、一般刑法に準じて裁かれる。そうであれば、最も重要となるのが動機の解明である。刑法の場合、同じ殺人でも感情的動機に基づく殺人と、周到に計算された強盗目的の殺人とでは科される刑罰の重さは大きく異なる。ゴーン氏の虚偽記載の動機は何であったのか、またそのような動機が存在をどのようにして証明するのが注目点となる。動機が何であれ、虚偽記載は「嘘をつくこと」であるから、非倫理的行為である。一完一